

遠隔操縦式草刈機械貸付仕様書

第1条 総則

本仕様書は、平泉地区ほか道路・河川維持修繕業務委託の堤防除草において、受注者に貸し付ける遠隔操縦式草刈機械について適用するものとする。

この仕様書は遠隔操縦式草刈機械の貸付に関する一般仕様を示すものであり、この仕様書に記載されていない事項、又は特殊な事項については別途協議とする。

第2条 監督職員

この仕様書において監督職員とは、発注者が書面により通知した職員をいう。

第3条 提出書類

受注者は、別表に示す様式により指定期日までに関係書類を提出しなければならない。

第4条 貸付機械の範囲

発注者が受注者に貸し付ける機械の範囲は、建設機械貸付調書（様式-1）のとおり。

第5条 機械の貸付

受注者は、指示書により建設機械を借り受ける場合は、当該機械を管理する発注者に建設機械借用書（様式-2）を提出しなければならない。

発注者は、建設機械を引き渡すときは、監督職員及び受注者又はその代理人を立ち合わせ、機械の整備状況等を確認のうえ建設機械機能現況表（様式-3）を作成し、借用書と引き換えに渡すものとする。

前項の機能現況表は2部作成し、各立会者押印のうえ、発注者、受注者それぞれ1部保有する。

第6条 運転員の承諾

受注者は、指示を受けた後すみやかに建設機械運転員届（様式-4）を作成し発注者に提出しなければならない。

発注者は運転員が監督職員等の適切な指示を履行せず正規の運転員として不適当と判断したときは、運転員の変更を求めることができる。

第7条 使用条件

受注者は、管理責任者を定めて貸付期間中善良な管理をしなければならない。

受注者は貸付機械の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項に注意し、常に監督職員

の指示に従い機械の機能保持に努めなければならない。

- 1) 貸付機械を亡失、き損等のおそれのない場所に格納する等、保管に万全を期すること。
- 2) 貸付機械を使用目的以外の用途に使用しないこと。
- 3) 定期点検整備及び日常の点検整備を完全に実施すること。
- 4) 整備工については、当該機械に精通した熟練者を当てること。
- 5) 届出した運転員以外の者に貸付機械の運転をさせないこと。

第8条 諸経費の負担

次の各号に掲げる諸経費は受注者の負担とする。

- 1) 貸付機械の引渡し及び返納に要する費用
- 2) 貸付機械の管理に要する費用
- 3) 貸付機械の機能を常に良好な状態に維持するために必要な点検、整備、修理に要する費用

第9条 機械の亡失・損傷・故障

受注者は、貸付機械を亡失・損傷したときは、直ちにその事実について詳細な報告書（様式-5）を発注者に提出しなければならない。

受注者は、前項の亡失・損傷又は故障が事故の責に帰すべき理由によるときは、発注者の指示に従い、すみやかに機械を修理し、又は、同等品を納め、もしくはその損害額を負担しなければならない。

天災その他不可抗力によって貸付機械に損害が生じたときは、その損害の補てんについては、発注者、受注者協議して決定するものとする。

第10条 機械使用実績報告書（様式-5）

受注者は、貸付機械の運転又は整備状況について、貸し出し期間の作業終了時、速やかに提出するものとする。

第11条 返納

受注者は、貸付機械を返納する場合は、建設機械返納書（様式-2）を発注者に提出しなければならない。

貸付機械の返納時には、監督職員及び受注者又はその代理人を立ち合わせ、機械の整備状況を建設機械機能現況表（様式-3）により検査し、収納するものとする。

第12条 各種様式について

本仕様書で規定している様式-1 から様式-5 については、実情に合わせ様式変更をする場合がある。

令和 年 月 日

契約担当者

県南広域振興局長 あて

受注者

氏 名

建設機械借用書
返納

平泉地区ほか

道路・河川維持修繕業務委託の施工に使用の下記建設機械を

受領しました。

返納します。

記

機 械 名	規 格	機 械 番 号	貸 付 返 納 年月日	備 考

(A4判)

備 考

1. 用途に従い不用の文字は抹消して使用のこと。
2. 貸付、返納年月日欄は、上段には貸付年月日、下段には返納予定年月日を記入のこと。
3. 工事工程等の変更に伴い新たに機械を貸し付けるときは借用書を作成し、返納のときは一括で処理のこと。
4. 付属品については、備考欄又は別紙を作成のこと。

建設機械機能現況表

機 械 名	草刈車			機故 械障 各に 部つ のい 状て 況の 及対 び策						
規 格	遠隔操縦式									
機 械 番 号										
検 査 場 所										
検 査 年 月 日										
アワメーター又は 走行距離計の読み	引渡		判定	付	品 名	数量	状 況	品 名	数量	状 況
	返納				属	品 名	数量	状 況	品 名	数量
備 考				品	マニュアル コントローラー	1		アンテナ	1	
					リモート コントローラー	1				
					工具箱	1				
					グリースガン	1				
					マルチバンド レシーバー	1				

(A4判)

令和 年 月 日

上記のとおり確認する。

県南広域振興局土木部
一関土木センター

主任監督員

県南広域振興局土木部
一関土木センター

監督員

立会者

受託者又はその現場代理人

県南広域振興局土木部

一関土木センター所長 あて

現場代理人

建設機械運転員届

平泉地区ほか道路・河川維持修繕業務委託にかかる標記について、下記のとおり届出します。

記

運転員氏名	運転 経験 年数	運転に必要な資格			運転する 建設機械名	備 考
		資 格 名 称	取 得 時 期	資格の 番 号		

県南広域振興局
一関土木センター所長 あて

現場代理人
氏名

建設機械使用実績報告書

業務委託名

工期 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

機械名	機械番号	月 別	おもな作業内容	おもな作業の 作業量	稼働状況		維持管理費	おもな修理箇所	摘要
					運転日数	運転時間			
草刈車 遠隔操縦式		R 月	刈取	m2	日	時間	千円		
		R 月		m2	日	時間	千円		
		R 月		m2	日	時間	千円		
		小計		m2	0 日	0 時間	千円		

(備考)

- おもな作業内容の欄は、貸付機械を2工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は、運転日数の最も多い作業内容を記入する。
- おもな作業の作業欄は、おもな作業内容の欄に記入した作業量を測定できるときに記入する。
- 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。
- 運転のミス又は、不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が300千円をこえるときは、修理内容の詳細な説明を添付する。

MRM-15 定期点検一覧

点検整備項目		点検整備時期																				備考												
点検箇所	点検項目	50時間	100時間	150時間	200時間	250時間	300時間	350時間	400時間	450時間	500時間	550時間	600時間	650時間	700時間	750時間	800時間	850時間	900時間	950時間	1000時間		1050時間	1100時間	1150時間	1200時間	1250時間	1300時間	1350時間	1400時間	1450時間	1500時間		
エンジン	吸気エレメントの清掃																																	
	燃料タンクの水抜き																																	
	油水分離器の水抜き																																	
	エンジンオイルの交換																																	
	エンジンオイルフィルタの交換																																	
	ファンベルトの張り点検・調整																																	
	排気系取付け部のゆるみ点検・増し締め																																	
	吸気エレメントの交換																																	
	吸気系取付け部のゆるみ点検・増し締め																																	
	定格回転数の点検																																	
	主要ボルト・ナットの増し締め																																	
	ガバナーレバー・アクセルの点検・調整																																	
	燃料フィルタカートリッジの交換																																	
	油水分離器の洗浄																																	
	冷却水の交換																																	
	吸排気弁隙間の調整																																	
	オルタネータ・スタータの点検																																	
	燃料噴射ポンプの点検・調整																																	
走行駆動装置	サポートパイプ部給脂																																	
	トラックローラ部給脂																																	
	走行モータギヤケースのオイル交換																																	
	主要部ボルトのゆるみ点検・増し締め																																	
作業機装置	アームピン部給脂																																	
	刈刃軸給脂																																	
	刈刃カバーローラの注油																																	
	主要部ボルトのゆるみ点検・増し締め																																	
バッテリー	液量点検・補充電																																	
電気装置	ポテンショのニュートラル調整																																	
	配線接続部のゆるみ・損傷点検																																	
制動装置	ブレーキのきき具合の点検																																	
動力駆動装置	電磁クラッチの空隙点検・調整																																	
油圧装置	作動油の交換																																	
	作動油フィルタの交換																																	
	作動油ストレーナの交換																																	
実施年月日		年	月	日																														
実際のアワメータ																																		

点検整備実施後、□にチェックマークを記入します。なお、■範囲での点検整備は実施する必要はありません。
 作業点検は、別途始業点検表をご使用ください。

